

農事實行組合規約

# 農事実行組合規約

## 第一章 総則

第一条 この組合は組合員が協力してその農業の生産能力を挙げ経済状態を改善し組合員の福利を増進することを目的とする。

第二条 この組合は 農事実行組合という。

第三条 この組合の地区は九戸郡種市町字 の区域とする。

第四条 この組合の事務所は九戸郡種市町第 地割 番地に置く。

第五条 この組合は第一条の目的を達成するため組合員の加入する種市町農協と密接に連繫し左の事業を行う。

一、農業技術の改良

二、共同施設の運営

三、販売、購買の共同化、金融の斡旋

四、教育並に情報の提供

五、生活改善並に文化の向上に関する施設

六、青年婦人活動の育成

七、講習、講話会の開催、並に視察

八、専属利用契約の斡旋

九、その他目的達成の為必要な事業

## 第二章 組合員

第六条 この組合の地区内に居住する種市町農業協同組合の組合員の資格を有するものはこの組合の組合員となる  
ことが出来る。

## 第三章 役員及び委員

第七条 この組合に役員として理事 名

監事 名 を置く。

第八条 役員は総会に於て選任する。

第九条 理事は組合長一名、副組合長一名、会計二名を互選する。

第十条 組合長は組合を代表し組合の業務を統理する。副組合長は組合長を補佐し、組合長事故あるときはその職務を代理する。会計はこの組合の一切の会計を掌る、監事は組合の財産および業務執行の状況を監査しなければならぬ。

第十一条 役員の任期は一ケ年とする。

第十二条 この組合に専門委員 名を置く、専門委員は生産計畫資金計画、出荷計画及び農業用品の購入などの斡旋連絡等を担当する外、組合長の諮問に応じ必要がある場合は建議し、組合事業の推進に当るものとする。

第十三条 専門委員は組合長之を委嘱しその任期一ケ年とする。

## 第四章 総 会

第十四条 組合長は毎年 月通常総会を招集する。

役員が必要と認めるとき又は組合員よりの要求があつたときはいつでも臨時総会を招集する事が出来る。

第十五条 総会は組合員の二分の一以上出席し出席者の過半数を以て議決するものとする。

第十六条 組合員が議決権を行わせようとする、代理人はその組合員と同じ世帯に属する成年者でなければならぬ。

第十七条 左の事項は総会の議決を経なければならない。

- 一、規約の変更
- 二、事業計画及び収支予算の設定及び変更
- 三、経費の賦課及び徴収方法
- 四、固定資産の取得又は処分
- 五、事業成績、収支決算及び財産目録の承認
- 六、組合の解散

## 第五章 事業の執行

第十八条 この組合の事業年度は毎年 月 日から翌年 月 日迄とする。

## 第六章 会 計

第十九条 この組合の経費は組合費、手数料、使用料、補助金又は寄附金を以て充てる。

前項の組合費、手数料、使用料、徴収額は総会でこれを定める。

第二十条 この組合の財産はこの組合解散のときでなければ、各組合員に分配することが出来ないものとし、その算定の方法はその総会で決める。

## 附 則

第二十一条 この規約 昭和 年 月 日からこれを施行する。



第二十二條 この規約に定めてない事項は理事会の決定による外農業協同組合の例による。